立入禁止区域

飛騨 ― 10

凡　　例

	立入禁止区域	色別・区域	期間
1	岐阜県鳥獣保護区・休猟区	岐阜県ハンターマップ参照	通年
2	レクリエーションの森、協定の森、共用林野等、署長等が立入禁止とする場所		通年
3	販売（立木、副産物、分収育林） 請負（素材生産、造林、治山、林道等） 委託箇所（収穫調査、巡視、測定等） 直営箇所（収穫調査、巡視）		R7.4.1～ R7.10.31
4	地方自治体等が有害捕獲等事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域		通年

※有害駆除、個体数調整等で立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、該当森林管理署等へご相談下さい。

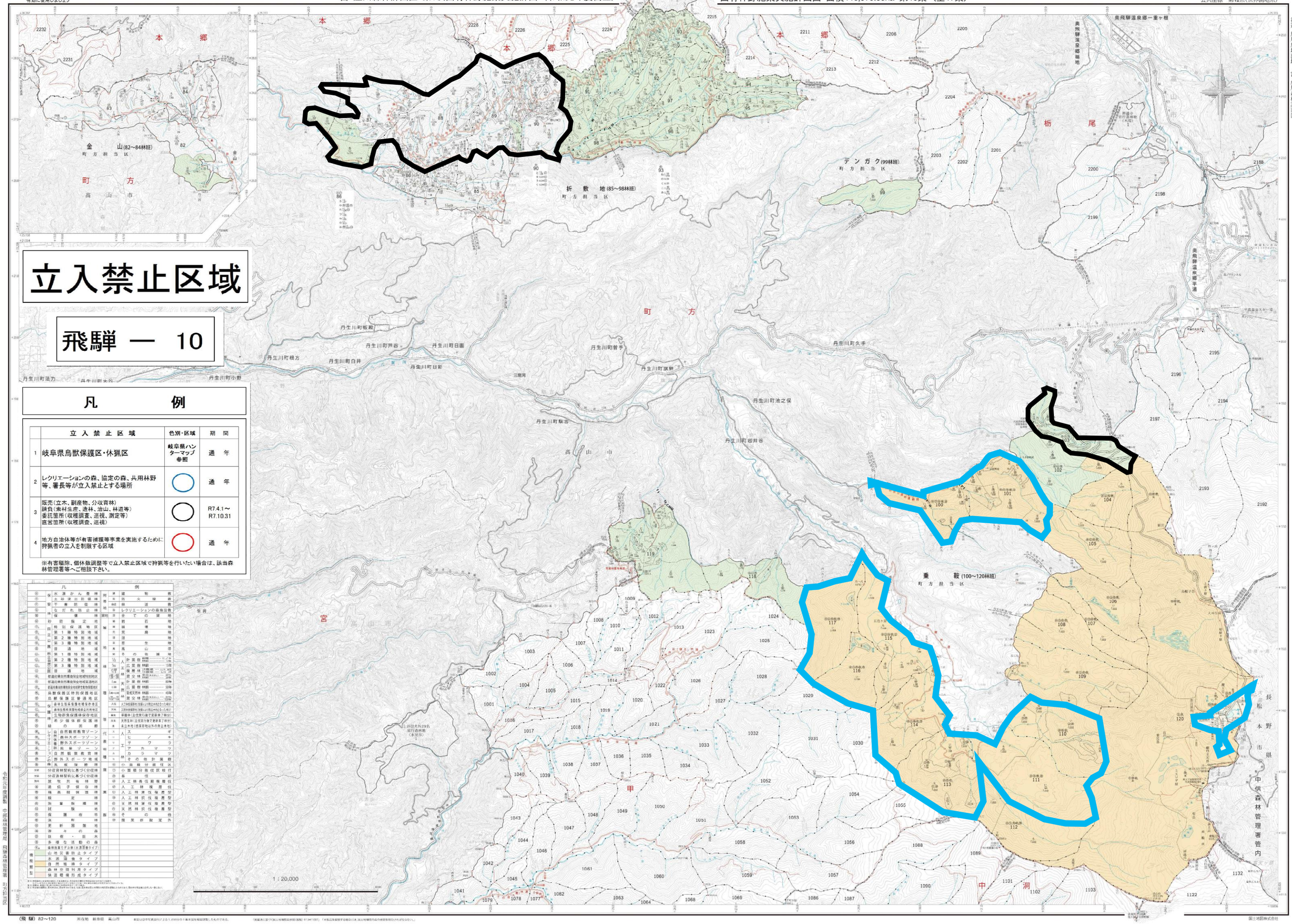

本図は国土地理院の電子国土Web（https://maps.gsi.go.jp/）を加工して作成したものであり、国土地理院長の承認を得ることなく、複製・頒布・公衆送信・改変・再配布することは、法令で禁じられています。
「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R1JM-1007」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」
国土地図株式会社